

柔道整復療養費検討専門委員会での各側委員の主な意見

	有識者委員	保険者代表委員	施術者代表委員
1. 改定率について		○保険料負担は限界に来ており、低成長、マイナス成長の中で賃金も下がってきているため、プラス改定はありえない、引き下げの方向でやって欲しい	○柔整療養費の伸びは、国民医療費の伸びを下回っている ○柔整師の生活は苦しく、電気料金の値上げ、消費税も増税となるので、引き上げるべき ○医科の報酬はプラス改定だったので、柔整についてもプラス改定を要望
2. 適正化項目について		◆不適切な請求も後を絶たず、適正化が急務	○不適切な地域だけを指導すべきなのに、全体を一律に取扱うのはおかしい ○どんなものにも地域差は出てくるもの ○事務局の資料は、地域差がことさら強調されるような資料の作り方になっている
	多部位請求	○学会の全国調査では負傷時の平均負傷部位数は1.22部位 ○部位数に関係なく施術1回当たりの料金を定額化すべき ◆3部位目の給付率を33%とすべき	◆H22年度改定で多部位請求の通減率が強化された結果、十分に是正されている
	長期施術	◆施術期間に上限を設けるべき	○6ヶ月以上の長期施術の割合はどの県でも10%以下
	頻回施術	◆施術回数に上限を設けるべき	○投薬、注射などができない中で早期治癒を目指せば、自然と回数は増える ○月10回超の頻回施術の割合はどの県でも25%以下
3. 引き上げ項目について			○再検料の算定が一度だけで、後は技術料だけなのは問題
4. 中長期的な課題について	○柔道整復師の数のコントロールを何とかすべき	○養成施設の定員が増え過ぎたことについて、国も対応をよく考えて欲しい ○行政による指導監査を強化すべき	○柔道整復師の急増は問題 ○柔道整復師の診断権を確立すべき ○療養費の審査基準や審査会の権限を全国統一すべき

○: 専門委員会での発言 ◆: 提出資料における記載事項

平成23年度頻度調査について

○調査客体

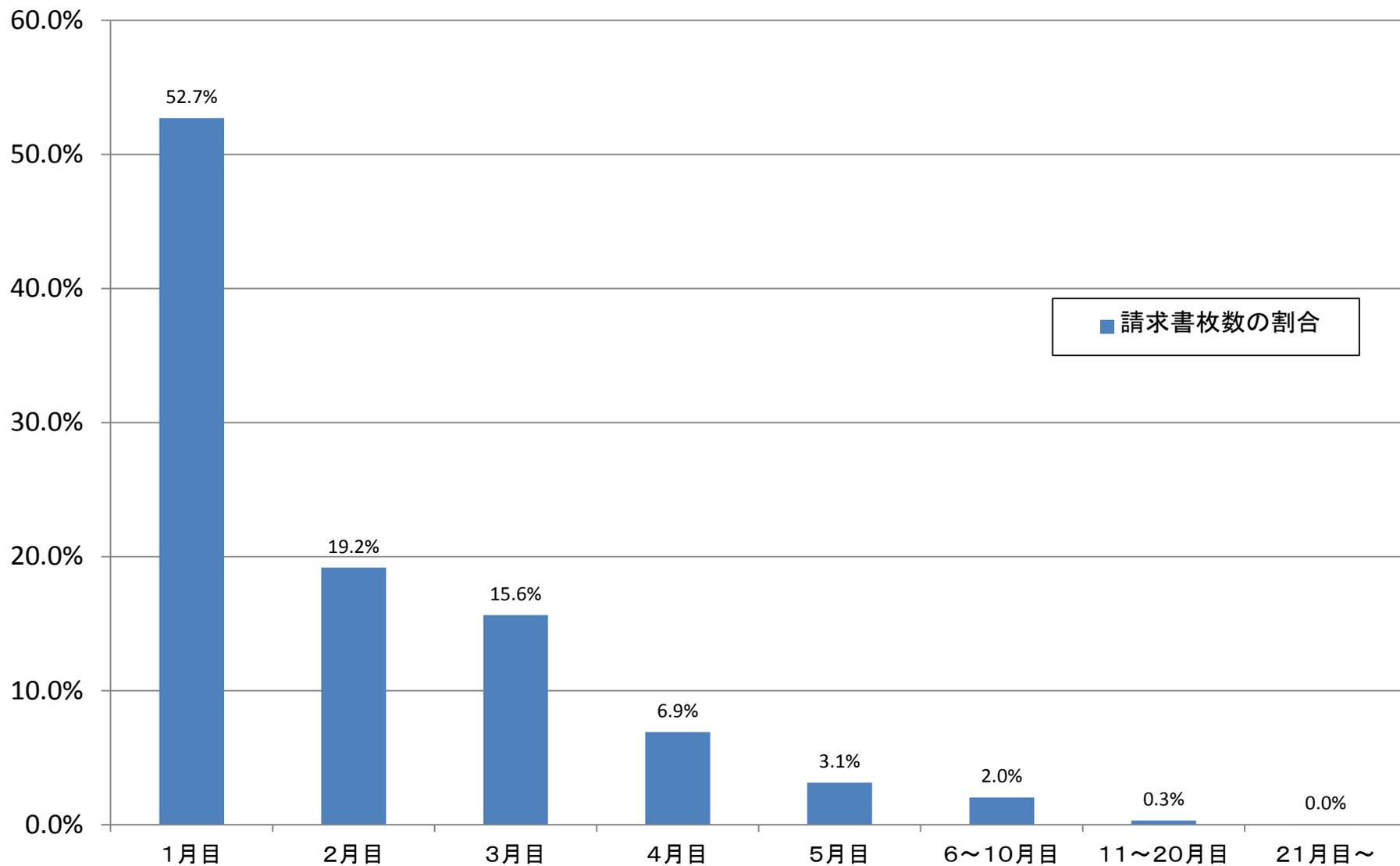
全国健康保険協会管掌健康保険、国民健康保険及び後期高齢者医療制度における平成23年10月1か月間に行われた施術に係る療養費支給申請書

○支給申請書の抽出割合

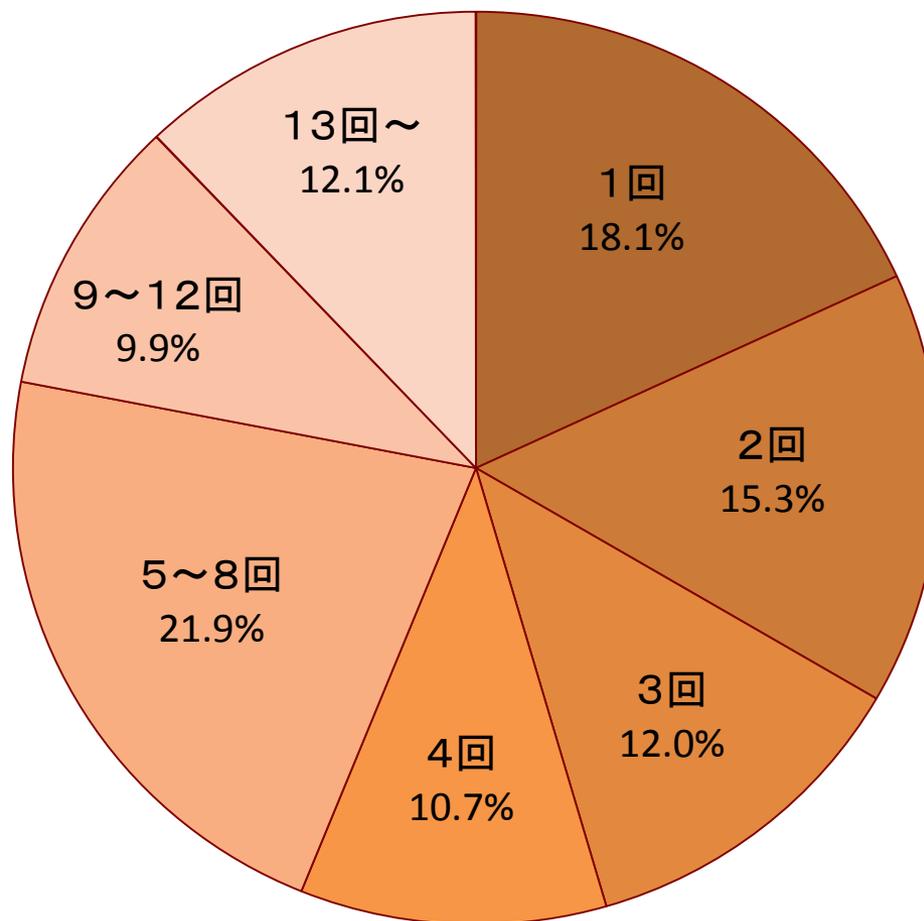
	全国健康保険協会管掌 健 康 保 険	国民健康保険※	後期高齢者医療制度
柔道整復療養費	1/30	1/60(1/12)※	1/50
あん摩マッサージ指圧 療養費	1/1	1/5(1/1)※	1/10
はり・きゅう療養費	1/6	1/10(1/2)※	1/10

※国民健康保険については、都道府県ごとに被保険者の数のおおむね5分の1をカバーするように市区町村を選定したうえで、当該選定された市区町村において、支給申請書を抽出している。

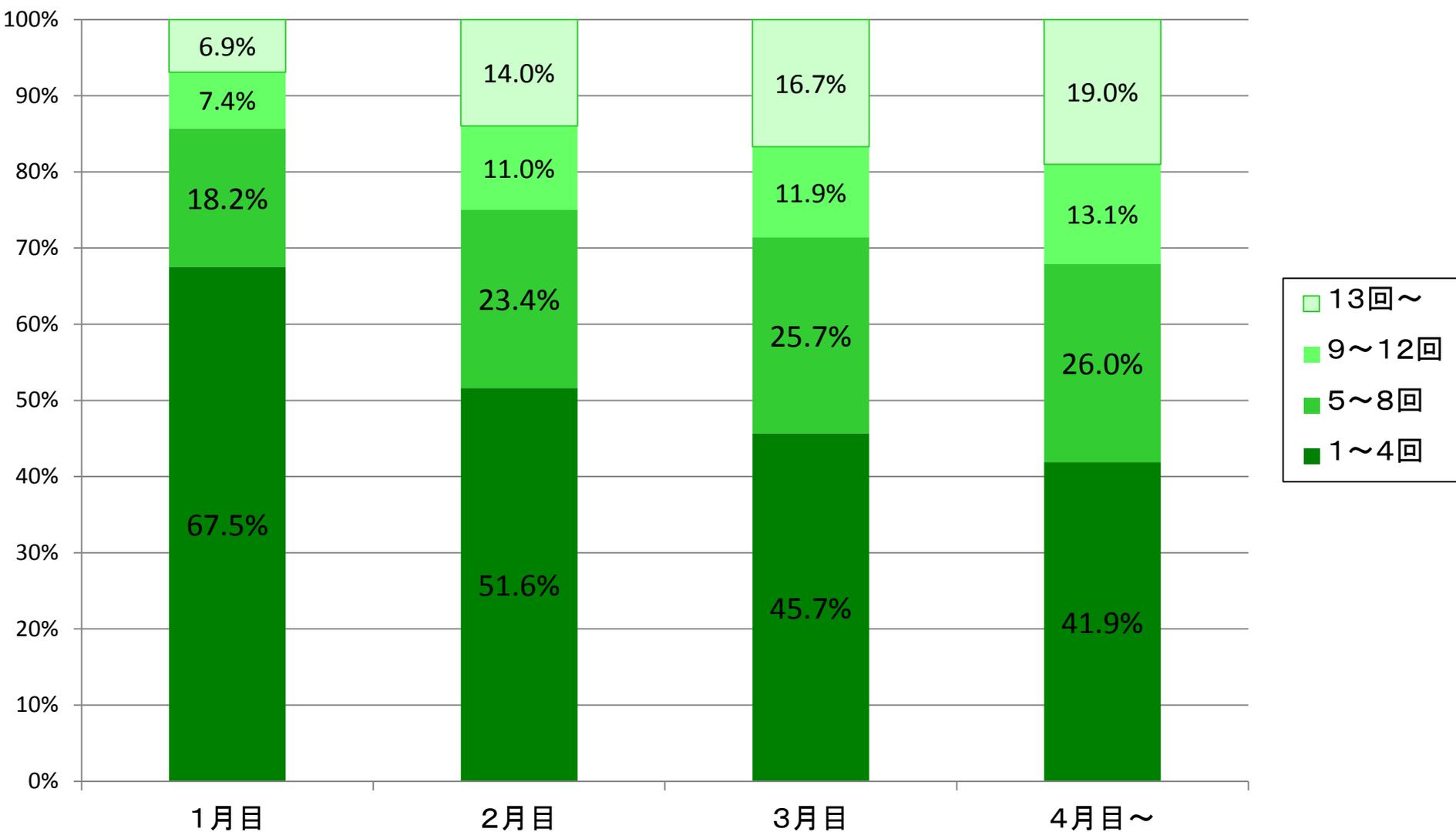
柔道整復療養費 施術期間区分ごとの請求書枚数割合の分布 (平成23年度 頻度調査)



柔道整復療養費 月当たり回数区分ごとの請求書枚数割合の分布 (後療料(打撲・捻挫)、平成23年度 頻度調査)【全体】



柔道整復療養費 施術期間区分ごとの請求書枚数割合の分布 (後療料(打撲・捻挫)、平成23年度 頻度調査)



柔道整復、あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費(合計) 人口千人当たりの都道府県別の療養費(平成23年度 頻度調査)

